

アジアにおける知的所有権保護の効果  
—日本のアジアにおける現地法人アンケート—

神戸大学経済経営研究所教授 片山誠一  
太成学院大学経営情報学部講師 優克剛  
岡山大学経済学部助教授 張星源  
中央財経大学経済学部教授 金哲松

Working Paper Series Vol. 2003-16  
2003年8月

この Working Paper の内容は著者によるものであり、必ずしも当センターの見解を反映したものではない。なお、一部といえども無断で引用、再録されてはならない。

財団法人 **国際東アジア研究センター**  
ペンシルベニア大学協同研究施設

# アジアにおける知的所有権保護の効果\*

## ---日本のアジアにおける現地法人アンケート---

片山誠一<sup>a</sup>

優 克剛<sup>b</sup>

張 星源<sup>c</sup>

金 哲松<sup>d</sup>

2003年8月

### 概要

本稿はアジアにおける日本の現地法人のアンケート調査結果に基づいて、アジアにおける知的所有権保護政策の効果について単純な計量分析を行った結果を示す。当該政策は必ずしも有効にアジアにおける知的所有権侵害を抑制できるとは限らないという結果を得る。またアジアにおける日本の現地法人に対する知的所有権侵害の誘因についての分析も行う。

キーワード: 知的所有権保護, 模倣製造, 商標侵害, 直接投資

JEL Classification: 034, 038

## I 始めに

1990年代より、中国をはじめとするアジア諸国、特に東アジア諸国は著しい経済成長ないし経済発展を経験してきた。その背景には先進国からの直接投資がそれらの国々における生産性の向上をもたらしたことや、直接投資による技術の移転がそれらの国々における技術基盤の構築を支えてきたことなどがある。なかでも、日本のアジアへの直接投資は言うまでもなくアジア全体としての経済成長に欠かせない役割を果たしている。特に対中国の直接投資に関しては、OECD国の中で米国に継ぐ二番目の規模となっている。表1では日本のアジアにおける直接投資状況を示している。

### <表 1>

一方、直接投資に伴う知的所有権に関する保護政策は、アジア諸国において必ずしも十分

---

\*本研究は『国際東アジア研究センター外部研究プロジェクト』の一部である。本稿の作成に対して貴重なコメント並びに表1におけるデータベースの提供を頂いた E.Ramstetter 氏に感謝したい。もちろんあらゆる誤謬は全て我々の責任に帰すものである。

<sup>a</sup> 神戸大学経済経営研究所, Tel&Fax: 078-803-7012, email: [katayama@rieb.kobe-u.ac.jp](mailto:katayama@rieb.kobe-u.ac.jp).

<sup>b</sup> 太成学院大学経営情報学部, Tel: 0723-62-3731(内線 1205), email: [youkegan@osaka-c.ac.jp](mailto:youkegan@osaka-c.ac.jp).

<sup>c</sup> 岡山大学経済学部, Tel:086-251-7533, email: [zhxy@e.okayama-u.ac.jp](mailto:zhxy@e.okayama-u.ac.jp).

<sup>d</sup> 中央財経大学経済学部(中国), Tel: 8610-6228-8079, [tskin1@sohu.com](mailto:tskin1@sohu.com).

であるとは限らず、またたとえ GATT-WTO 基準に合致して政策が構築されていても、政策執行の不徹底さによって政策の期待効果が達成できないことがしばしば指摘されている。その結果アジア諸国において、直接投資を行った現地法人の製品に対して違法な模倣製造が頻繁に行われ、品質の劣る模倣品が国際的な流通を通じて、現地法人である被模倣製造業者にはブランド侵害のみならず経済的にも大きな影響を及ぼすことになっている。日本の特許庁の調査によると、日本企業が被った知的所有権に関する侵害のほとんどはアジアで発生したものであり、また近年アジアのなかでは特に中国で発生するケースが最も多くなっている<sup>1</sup>。

知的所有権保護に関するこれまでの理論的及び実証的分析の殆どは、知的所有権の侵害が直接投資及び経済成長に与える影響に分析の焦点をあてる<sup>2</sup>。しかし、知的所有権侵害の誘因に関する研究分析は、理論的及び実証的の両面において、まだ行われていない。また、理論的な分析においても、知的所有権保護政策が知的所有権侵害に抑制効果があるという仮定のもとで、モデル分析が進められてきたため、知的所有権保護政策効果に関する理論的分析は殆ど行われていない。また、知的所有権保護政策効果に関する実証的検証もまだ著者たちの知る限り十分行われていない。

そこで、本稿は日本のアジアにおける直接投資に着眼しておこなったアンケート調査の結果に基づいて、アジア諸国の知的所有権保護政策効果に関してまず基本的な実証分析を行うことにする。

本稿は次のように構成されている。Ⅱ節では、アンケート調査結果の概観を示した上で、アジアにおける日本の現地法人に対する知的所有権侵害の誘因について分析を行うことにする。Ⅲ節では、回帰分析を用いて、知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度の効果について分析を行うことにする。結びは最後の節となる。

## Ⅱ アンケート調査に関して

上述研究目的を踏まえて、本研究では、『日本経済新報社』の企業データより、アジアに進出する日本の現地法人の親会社として、製造業及び情報サービス業から 921 社を抽出し、知的所有権に関するアンケート調査を行った。アンケート調査期間は 2002 年 10 月 1 日～11 月 15 日までの 1 ヶ月半と設定し、結果的に 137 通の回答を得ることができ、実質回答率は 14.9%となる。そしてその 137 通の回答の中から 564 個の現地法人の情報を得ることができた。その 564 個の現地法人の所在国、産業形態、出資比率、出資額及び設立年数に関するデータは、表 2 に示されている。

---

1 特許庁ホームページ: <http://www.jpo.go.jp/shiryou/index.htm> を参照。

2 例えば Chin & Grossman (1990) and Deardorff (1992)は、知的所有権保護政策の強化と途上国の社会的厚生の変化について分析を行ってきた。Lee & Mansfield (1996)は各国の知的所有権保護レベルとアメリカの対外直接投資間の関係について分析を行ってきた。Helpman(1993) は、理論的に知的所有権の強化と発展途上国に流れる直接投資との関係について分析を行ってきた。

<表 2>

## II-1 調査結果の概観

アンケート調査結果の概観を次のようにまとめることにする。

<図 1-1 と図 1-2>

まず、図 1-1 と図 1-2 に示されているように、本アンケート調査の結果として、国別では平均にして、80% (最大はインドの 100%, 最小はベトナムの 60%) の企業がアジアに進出した現地市場をターゲットにしていると、86% (最大はインドの 100%, 最小はベトナムの 75%) の企業がアジアに進出した目的を国際競争力の確保と回答している。産業別では、平均してそれぞれが 73%(最大は機械産業の 97%, 最小は繊維産業の 31%)と 82%(最大は機械産業と精密機器産業の 97%, 最小は金属産業野 60%)となっている。一方、進出した現地企業が所属する産業において、どれぐらいの割合で企業がアジアに進出しているのかという質問について、国別では平均にして 58% (最大はインドの 100%, 最小は韓国の 43%)の企業が、産業別では平均にして 52%(最大は精密機器産業の 94%, 最小はその他産業の 20%)の企業が 50%以上と回答している。このことに関しては、次節よりそれを日本のアジアに進出した企業の衰退の度合いとして取り扱うことにする。図 1-1 と図 1-2 の結果からわかるように、日本のアジアにおける直接投資は、Vernon(1966)のプロダクトサイクル理論に沿った形となっているように見える。

<図 2-1 と図 2-2>

次、図 2-1 と図 2-2 に示されているように、国別では平均にして 57%(最大はインドの 100%, 最小はベトナムの 22%)の企業が現地では日本からの同類製品が輸入されていると、57%(最大はインドの 100%, 最小は韓国の 38%)の企業が現地では第 3 国からの同類製品が輸入されていると、51%(最大はベトナムの 89%, 最小はインドの 0%)の企業が現地企業が同類製品を生産していると回答している。産業別でみると、それぞれが、平均にして 46%(最大は窯・土石・ガラス産業の 88%, 最小は金属製品産業の 10%) 48%(最大は窯・土石・ガラス産業の 88%, 最小は金属製品産業の 20%)と 66%(最大は窯・土石・ガラス産業と金属製品産業の 100%, 最小は精密機器産業の 11%)となっている。図 2-1 と図 2-2 の結果は、日本のアジアに進出した現地企業の競争度合いを反映している。次節では、この結果を用いて知的所有権侵害は貿易関連であるかどうか、またローカル生産が知的所有権侵害に与える影響などを検証することができる。

<図 3-1 と図 3-2>

日本のアジアにおける現地法人が蒙る知的所有権侵害状況は図 3-1 と図 3-2 において、国別と産業別によって示される。なかでは、平均にして、国別では 27%(最大は台湾の 35%, 最小はマレーシアの 18%), 産業別では 28%(最大は自動車産業の 48%, 最小は電気・電子産業の 12%), の企業は自社製品が模倣製造されたことがあると回答している。そして、平均にして、国別では 22%(最大は台湾の 32%, 最小はインドの 0%), 産業別では 19%(最大はゴム・皮革産業の 42%, 最小は金属製品産業の 0%)の企業は商標侵害を受けたことがあると回答している。いずれにしても知的所有権侵害が高い水準であることが判明する。この結果は、アジアにおける知的所有権保護がまだ十分に行き渡っていないという一般的批判を反映している。次節より、日本のアジアにおける現地法人が蒙る知的所有権侵害の発生誘因に関して分析を行うことにする。

<図 4-1 と図 4-2>

一方、日本のアジアにおける現地法人がもつ知的所有権保護に関する関心度に関しては、図 4-1 と図 4-2 に示されているような結果となる。国別では、平均にして 17%(最大はベトナムの 40%, 最小はインドの 0%)の企業が現地法人を設立する前に現地の知的所有権に関する侵害状況について事前調査を行ったと、27%(最大はフィリピンの 41%, 最小はインドの 0%)の企業が現地において自社製品に関して特許を取っていると、74%(最大はインドの 100%, 最小はインドネシアの 62%) の企業が現地において商標登録を行ったと回答している。産業別では、平均にしてそれぞれが、14%(最大は機械産業の 43%, 最小は電気・電子産業、情報ソフト産業そして金属製品産業の 0%), 24%(最大は化学・医療製品産業の 54%, 最小は窯・土石・ガラス産業と金属製品産業の 0%)と 70%(最大はゴム・皮革産業の 96%, 最小は金属製品産業の 30%)となっている。特許の取得と商標の登録は、企業の戦略によって大きく左右されるものであるため、必ずしもこれを企業の知的所有権保護に関する認識の指標として特定化することはできないとは限らない。しかし、アジアに進出する前に、現地の知的所有権保護の状況に関する事前調査実施の比率の低さより、日本企業の知的所有権に関する関心度の低さを反映していると考えられる。図 4-1 と図 4-2 の結果は、図 3-1 と図 3-2 の結果とあわせて、次節からの知的所有権保護政策の効果の検証に用いる。

<図 5-1 と図 5-2>

図 5-1 と図 5-2 では、日本のアジアにおける現地法人製品の模倣品及び商標侵害品のアジアでの流通状況が示されている。国別では、平均にして、20%(最大はインドの 60%, 最小は中国の 6%)の企業が自社製品の模倣製造品が第 3 国より現地に輸入され流通したことがあ

ると、16%(最大はインドの 60%、最小はベトナムの 0%)の企業が自社商標を盗用した製品が第3国より現地に輸入され流通したことがあると回答した。産業別では、平均してそれぞれが10%(最大は電気・電子産業の29%、最小は窯・土石・ガラス産業と金属製品産業の0%)と7%(最大は電気・電子産業29%、窯・土石・ガラス産業、化学・医療品産業、繊維産業、情報ソフト産業そして金属製品産業は0%)となっている。

このアンケート調査により、日本のアジアにおける現地法人に関して次のように状況把握ができた。(1) アジアにおいて、知的所有権保護はまだ十分に行われていない。(2) 日本の現地法人の製品はかなり高い比率で模倣製造や商標侵害といった知的所有権の侵害を受けている。(3)日本企業自身の知的所有権に関する関心度はかなり低い水準にある。

次節では、日本のアジアにおける現地法人に対する知的所有権侵害の誘因について単純な計量分析を行うことにする。

## II-2 日本のアジアにおける現地法人に対する知的所有権侵害誘因に関する相関分析

本節では、知的所有権侵害に関わる誘発要因を選出して、それとアジアにおける日本の現地法人が蒙った模倣製造及び商標侵害との間の相関関係について分析を行うことにする。分析に関わる符合定義は次の表3に示されている。

<表 3>

### II-2-1 模倣製造の誘因分析

表4では、アジアにおける日本の現地法人に対する模倣製造とそれに関わる誘発要因との相関関係が示されている。

<表 4>

まず、アジア全体の産業別、中国を除いた産業別そして中国のみでの産業別では、現地市場ターゲットと模倣製造の間では、0.43, 0.44そして0.55という正の相関関係が見られている。また、国別においても、両者の間では、0.18という正の相関関係が見られている。このことは日本の現地法人の製品を模倣製造して現地市場で利益を得ようとする模倣製造側の行動パターンを示唆している。

次に、アジアにおける日本の現地法人のなかで、当該法人が所属する産業部門が日本では既に衰退していると考えられる企業の割合と模倣製造との相関関係に関して、産業別及び国別にわたって、すべて負の相関が見られている。このことは、模倣製造側はより進んだ製品をターゲットにしようとしている傾向にあるということを示唆している。

アジアにおける日本の現地法人の競争度合いと模倣製造に関しては、アジア全体の産業別での分析結果では、日本からの同類品の輸入とは負の相関が見られ、第三国からの同類

品の輸入そして現地企業の同類品の生産とは正の相関が見られている。中国を除いたアジア全体の産業別での分析結果でも、同様な結果が見られている。しかし、中国のみでの産業別での分析結果では、まったく異なった結果が見られている。一方、国別での相関分析結果では、日本や第三国からの同類品の輸入が模倣製造に負の相関が見られているが、現地企業の同類品の生産状況が模倣製造とは正の相関が見られている。ここで、注意すべきなのは、中国のみでの産業別の結果と中国を除いたアジア全体の産業別の結果とはちょうど反対になっているところである。このことについては、中国とその他のアジア地域に関する産業構造上の差異という角度から更に分析を行う必要があると考えられる。

知的所有権保護政策としての特許及び商標登録と模倣製造との相関関係に関しては、アジア全体の産業別、中国を除きアジア全体の産業別、及び中国のみでの産業別分析の結果、すべて、両者が模倣製造とは正の相関関係が見られている。しかし、国別での分析では、特許登録とは正の相関で、商標登録とは負の相関が見られている。もし、一般的に認識されているように、知的所有権保護政策が模倣製造といった違法行為に抑制効果があれば、両者の間では負の相関が見られるはずである。したがって、今回のアンケートの結果は知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度は必ずしも模倣製造に抑制効果があるとは限らないということを示唆するようになる。

## II-2-2 商標侵害の誘因分析

表 5 では、アジアにおける日本の現地法人に対する商標侵害とそれに関わる誘発要因との相関関係が示されている。

<表 5>

まず、アジア全体の産業別では、現地市場ターゲットと商標侵害の間では、0.44 という正の相関関係が見られている。しかし、中国を除いたアジア全体の産業別の結果では、-0.2 という負の相関が見られているが、中国のみでの産業別の結果では、0.6 という正の相関が見られている。一方、国別の結果では、-0.2 という負の相関関係が見られている。

次に、アジアにおける日本の現地法人のなかで、当該法人が所属する産業部門が日本では既に衰退していると考えられる企業の割合と商標侵害との相関関係に関して、アジア全体の産業別、中国のみでの産業別及び国別の結果では正の相関が見られているが、中国を除いたアジア全体の産業別結果では負の相関が見られている。

アジアにおける日本の現地法人の競争度合いと商標侵害に関しては、アジア全体の産業別及び中国のみでの分析結果では、日本や第三国からの同類品の輸入そして現地企業の同類品の生産とは負の相関が見られている。中国を除いたアジア全体の産業別の結果でも、同様な相関関係が得られている。しかし、中国のみでの産業別の結果では、日本や第三国からの同類品の輸入は商標侵害とは正の相関が見られ、現地企業の同類品の生産は商標侵害

とは負の相関が見られている。一方、国別の結果では、日本や第三国からの同類品の輸入が商標侵害とは負の相関が見られているが、現地企業の同類品の生産は商標侵害とは正の相関が見られている。

以上から、それぞれのカテゴリー(アジア全体の産業別、中国を除いたアジア全体の産業別、中国を除いたアジア全体の産業別、中国のみでの産業別及び国別)では、結果の不一致性が見られている。模倣製造のケースと同じように、中国と中国を除いたアジアの他の国・地域との産業構造上の差異もまたこのような不一致性が得られた要因の 1 つであると考えられる。したがって、この角度より更なる分析が必要となる。

知的所有権保護政策としての特許及び商標登録と商標侵害に関して、アジア全体の産業別、中国を除きアジア全体の産業別、中国のみでの産業別、及び国別での分析の結果ではすべて両者が商標侵害とは正の相関関係が見られている。模倣製造への抑制効果分析のケースと同じように、この結果も知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度は必ずしも商標侵害に抑制効果があるとは限らないということを示唆するようになる。

### II-2-3 知的所有権侵害誘因分析のまとめ

以上の結果より、アジアにおける日本の現地法人に対する知的所有権侵害の発生誘因に関して、次のようにまとめることができる。

- ① 日本のアジアにおける現地法人の製品の中で、現地市場をターゲットにしている製品は模倣製造や商標侵害の対象となっている傾向がある。
- ② 日本のアジアにおける現地法人の競争度合い及びその法人が所属する産業が日本での衰退状況が知的所有権侵害との相関関係において、すべてのカテゴリーにおいて必ずしも一致した結果を得ることができなかった。その原因のひとつとしては、中国と中国を除いた他の地域において、産業構造上に差異があるということがあげられる。よって、この角度から分析を進めて行く必要がある。
- ③ 知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度が模倣製造及び商標侵害との間では正の相関が見られている。このことは知的所有権保護政策が必ずしもその効果を果たしているとは限らないということを示唆している。

以上では、日本のアジアにおける現地法人に対する知的所有権侵害誘因に関する分析を行った。上記の結果より、もっとも注目すべきことは知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度と知的所有権侵害の間に見られている正の相関関係である。このような正の相関関係は一般的に認識され、そして期待された知的所有権侵害への抑制効果とはまったく逆となっている。そのため、次節では、知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度と知的所有権侵害の関係に絞って、簡単な回帰分析を用いて、一歩進んだ分析を行うことにする。

### Ⅲ 知的所有権保護政策効果に関する回帰分析

この節では、簡単な回帰分析を用いて、知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度が知的所有権侵害への抑制効果を持つか否かについて分析を行うことにする。

#### Ⅲ-1 模倣製造への抑制効果分析

表 6 では、知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度が模倣製造への抑制効果についての分析結果が示されている。

<表 6>

表に示されているように、特許登録制度と模倣製造との間では、すべて正の関係が見られているが、中国のみでの産業別及びアジア全体の産業別の分析結果において統計的に優位性のある結果が得られている。

商標登録制度と模倣製造との間では、産業別(アジア全体、中国のみ及び中国を除いたアジア全体)の結果ではすべて正の関係が見られている。一方、国別の結果では、負の関係がみられている。しかし、それらの結果のなかでは、中国のみでの産業別の結果においてのみ、統計的に有意性のある結果が得られている。

#### Ⅲ-2 商標侵害への抑制効果分析

表 7 では、知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度が商標侵害への抑制効果についての分析結果が示されている。

<表 7>

表に示されているように、特許登録制度と商標侵害との間では、すべてのカテゴリーにおいて正の関係が見られているが、中国を除いたアジア全体の産業別及びアジア全体の産業別の分析結果において統計的に優位性のある結果が得られている。

商標登録制度と商標侵害との間では、すべてのカテゴリーにおいて正の関係が見られているが、中国のみでの産業別及びアジア全体の産業別の結果において、統計的に有意性のある結果が得られている。

#### Ⅲ-3 知的所有権保護政策効果分析のまとめ

上記分析により、アジアでは知的所有権保護政策としての特許及び商標登録制度が、模倣製造や商標侵害といった知的所有権侵害行為に対する抑制効果をもっていると考えられない。むしろ、それらの制度と知的所有権侵害行為の間には統計的に有意性のある正の

相関が一部の結果として得られている<sup>3</sup>。

このような結果が導かれたことに関して、次のような興味深いケースが考えられる。

- ① 知的所有権侵害を受けたから、特許及び商標登録をした。
- ② 特許および商標登録しても、知的所有権の侵害がされている。
- ③ 特許及び商標登録は知的所有権侵害に便宜を与えている。

もし、最初のケースが、このような結果が導かれたことの要因であるならば、ここで導かれた結果は正確に知的所有権保護政策効果を反映していないということになる。もし、二番目のケースがこのような結果が導かれた要因であるならば、アジアにおける知的所有権保護に対する認識がまだまだ低いレベルにあるがゆえに、当該政策効果が妨げられていると考えられる。もし、三番目のケースがこのような結果が導かれた要因であるならば、政策そのものの存在する意味について、再検討する必要があることになる。

従って、このような結果に基づいて、アジアにおいて知的所有権保護政策は必ずしも効果ないと断言することはできない。それゆえに、さらにべつの観点からモデルを検討しなおし、知的所有権保護政策の効果を再検証する必要があると思われる。

#### IV 終わりに

以上、本稿はアジアにおける日本の現地法人に対する知的所有権保護についてのアンケート調査の結果を概観した上、アジアにおける知的所有権侵害の誘因及び知的所有権保護政策効果について単純な計量分析を行った。

アジアでは、WTO 基準の知的所有権保護政策が各国で実施されているとされるが、知的所有権に対する侵害は依然として高い割合で報告されている。したがって、政策効果の分析が当面の急務であると考えられ、そのうえで、政策のあり方を再検討する必要があるといえる。

---

<sup>3</sup> You and Katayama (2002)にも同様な結果を得ている。

参考文献

- Chin Judith C. and Gene M. Grossman, 1990, “ Intellectual Property Rights and North-South Trade “, in *The Political Economy of International Trade: Essays in Honor of Robert E. Baldwin*, ed. by Ronald W. Jones and Anne O. Krueger. Cambridge, MA: Basil Blackwell.
- Deardorff Alan V., 1992, “ Welfare Effects of Global Patent Protection”, *Economica*, Vol.59, 35-51.
- Helpman Elhanan, 1993, “ Innovation, Imitation, and Intellectual Property Rights”, *Econometrica*, Vol.61, No.6, 1247-1280.
- Lee and Mansfield, 1996, “ Intellectual Property Protection and U.S. Foreign Direct Investment”, *The Review of Economics and Statistics*, Vol. LXXVIII, 181-186.
- You Kegang and Seiichi Katayama, 2002, “Is the IPRs protection working effectively in Developing Countries ? -- some empirical findings from Japanese FDI in China—“, the conference proceedings *WTO and World Trade IV:Change in New Era*, pp.140-48. Gerhard-Mercator-University, Germany, 29-30, June, 2002.
- 日本貿易振興会, 2002年, 『ジェトロ投資白書』。
- 特許庁, 2002年, 『2001年度模倣被害調査報告書』。
- 財団法人 国際東アジア研究センター, 2003年, 『特別報告 東アジア経済の趨勢と展望』。
- <http://www.icsead.or.jp>

図1-1, アジアにおける日本の現地法人の進出動機など(国別)

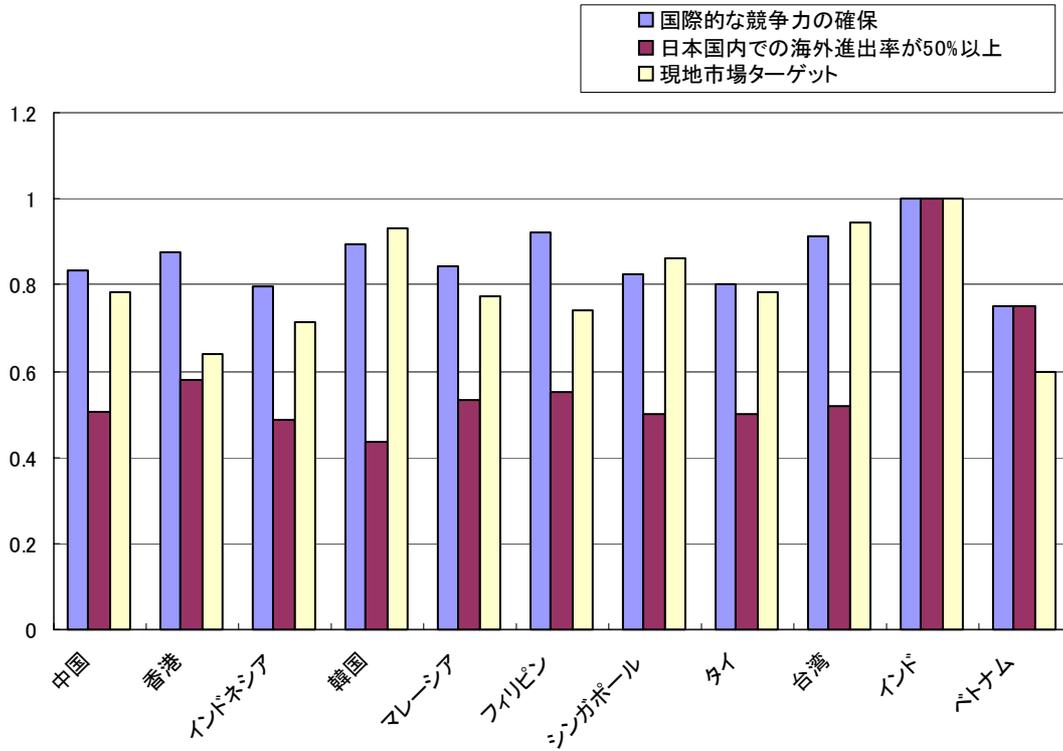


図1-2, アジアにおける日本の現地法人の進出動機など(産業別)

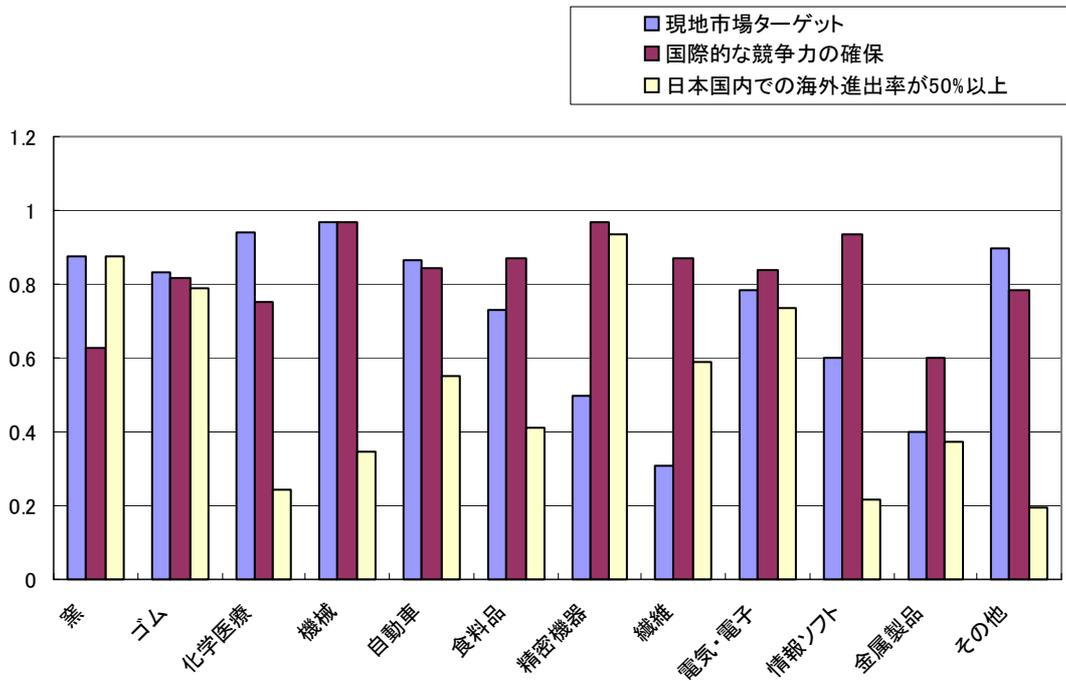


図2-1 アジアにおける日本の現地法人の競争状況(国別)

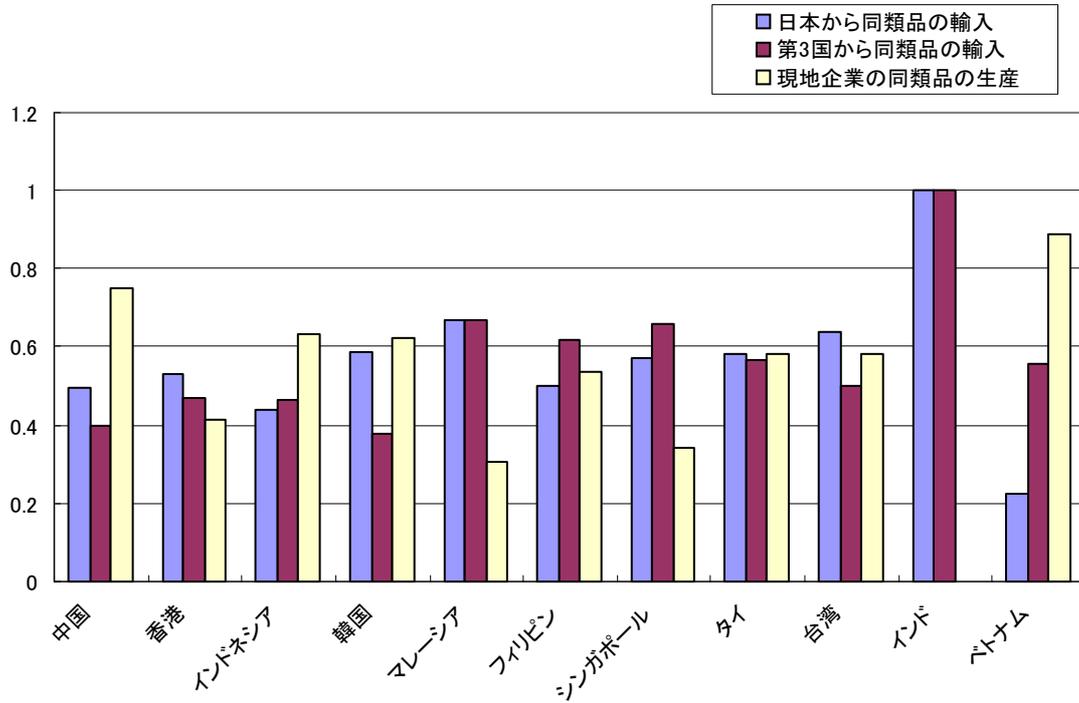


図2-2, アジアにおける日本の現地法人の競争状況(産業別)

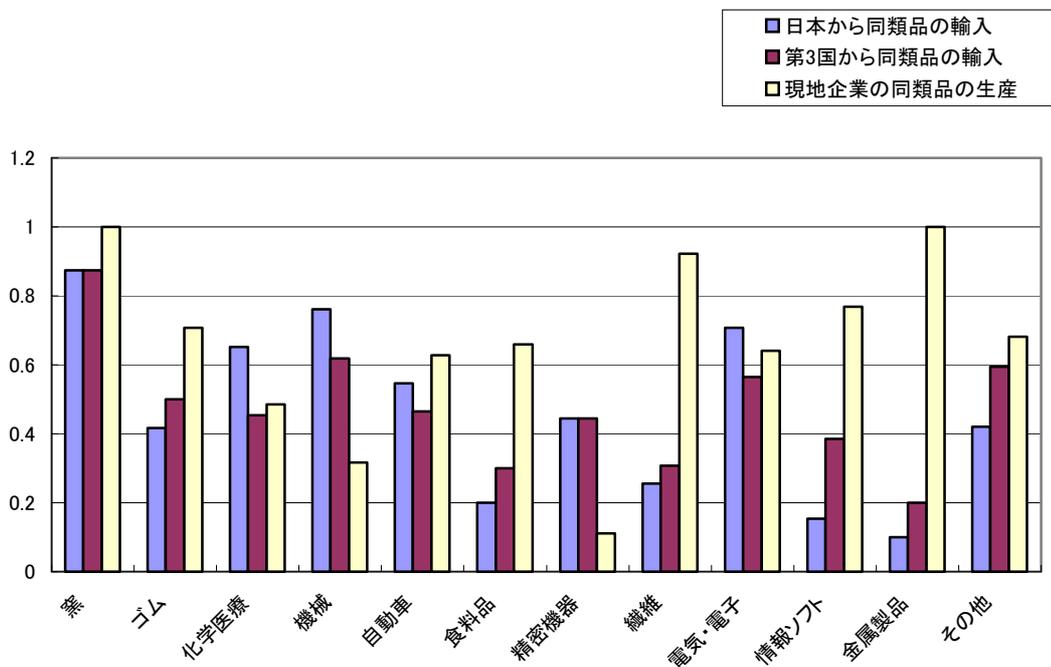


図3-1, アジアにおける日本の現地法人に関する知的所有権侵害状況（国別）

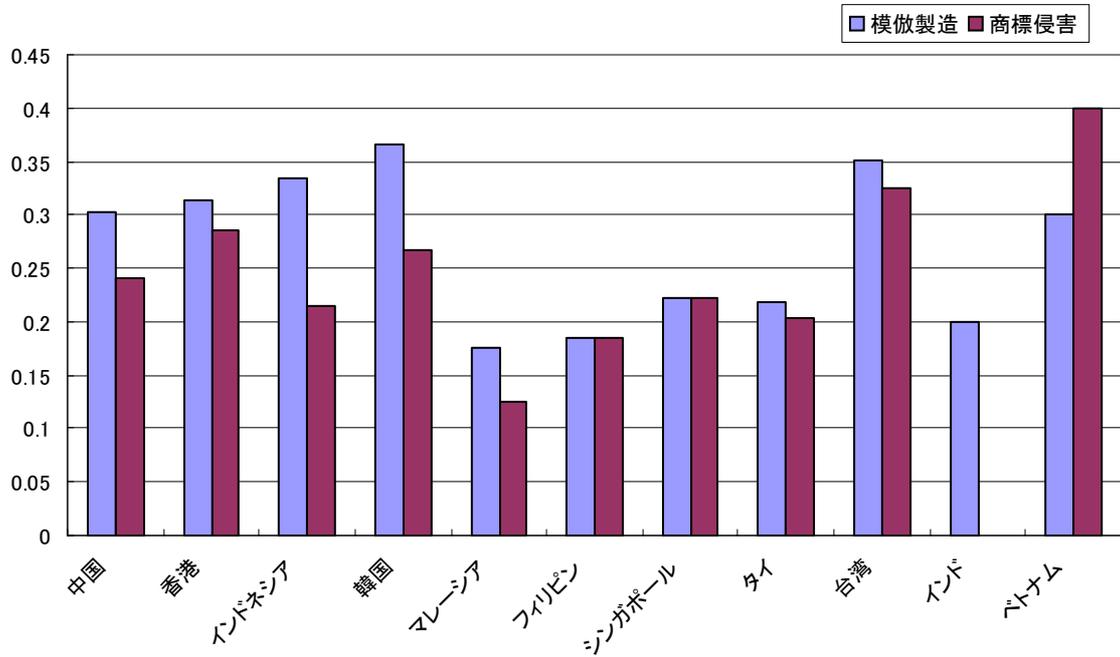


図3-2, アジアにおける日本の現地法人に関する知的所有権侵害状況（産業別）

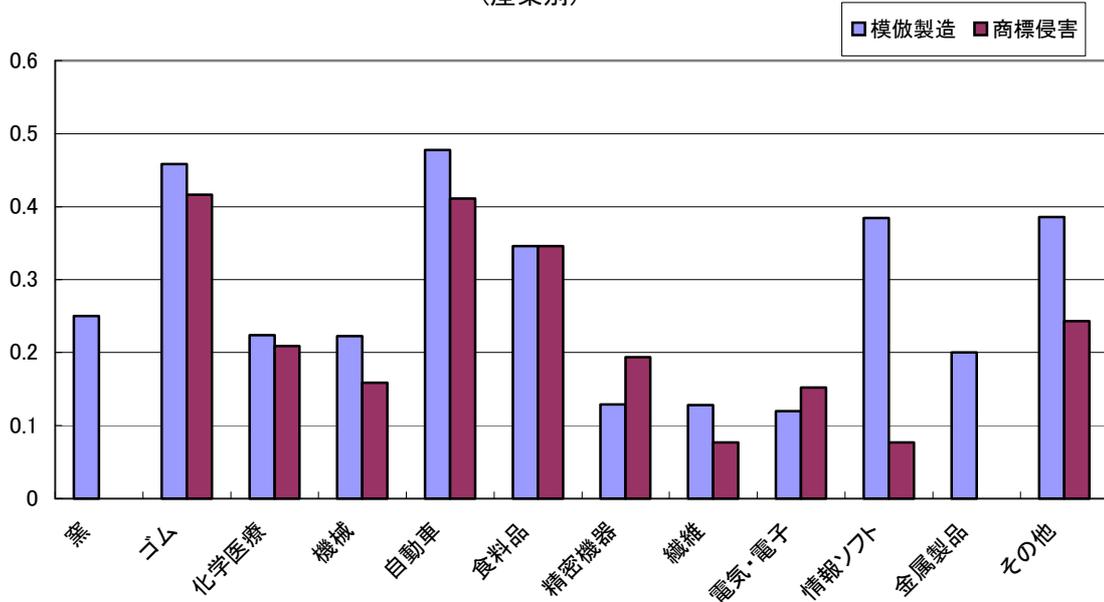


図4-1, アジアにおける日本の現地法人の知的所有権保護に対する関心度  
(国別)

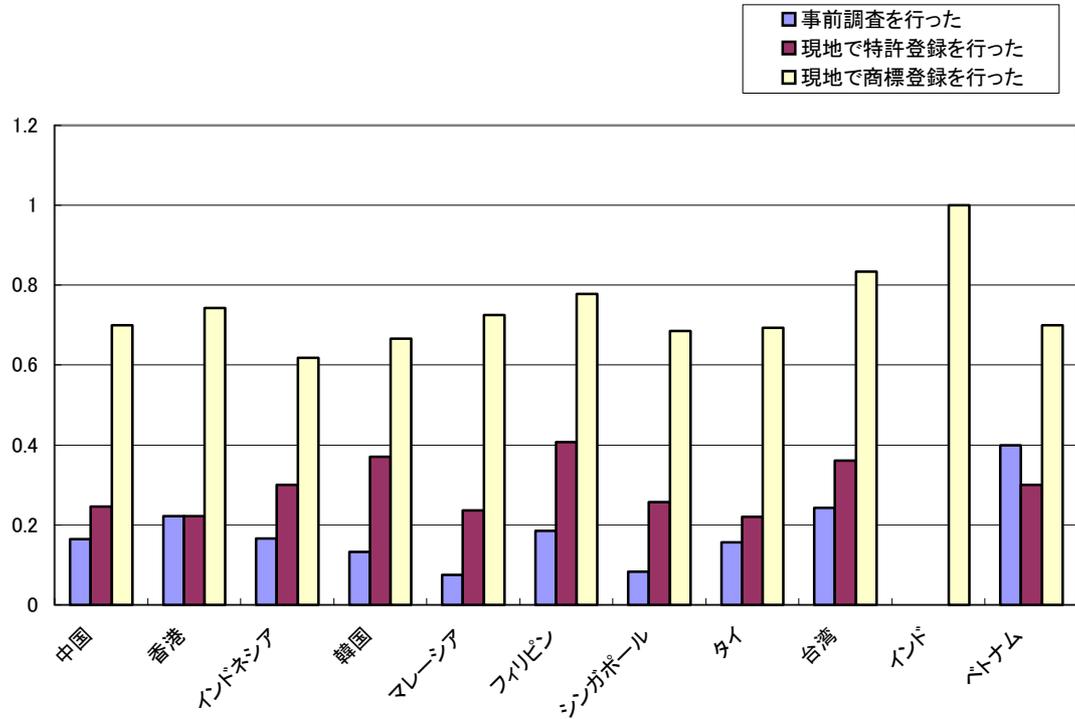


図4-2, アジアにおける日本の現地法人の知的所有権保護に対する関心度(産業別)

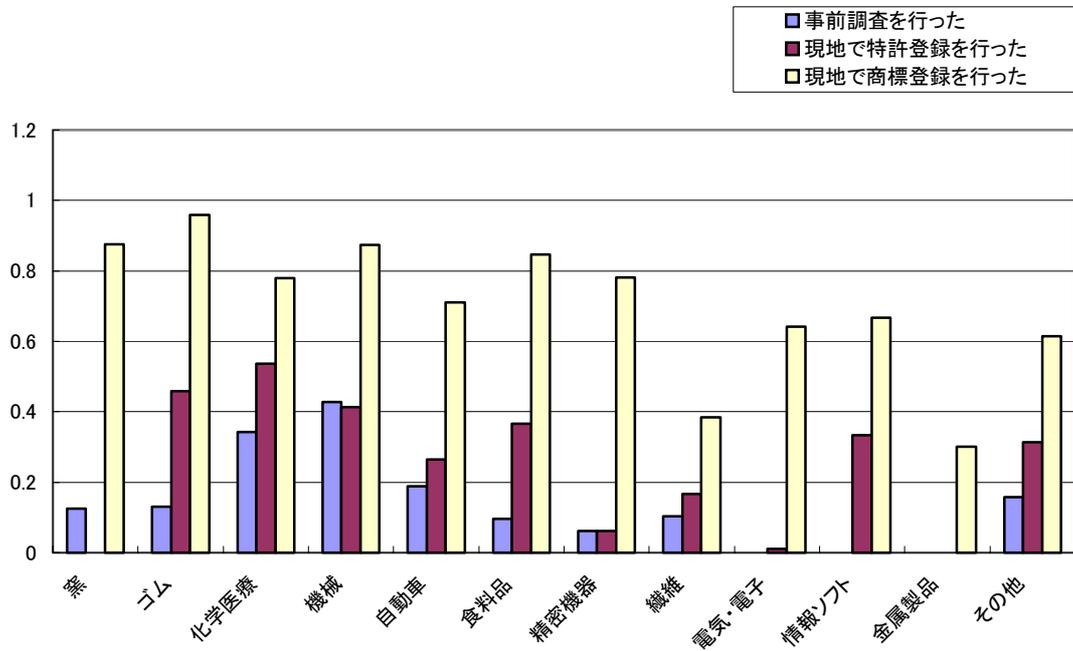


図5-1, アジアにおける日本の現地法人製品に関する模造品及び商標侵害品の流通状況(国別)

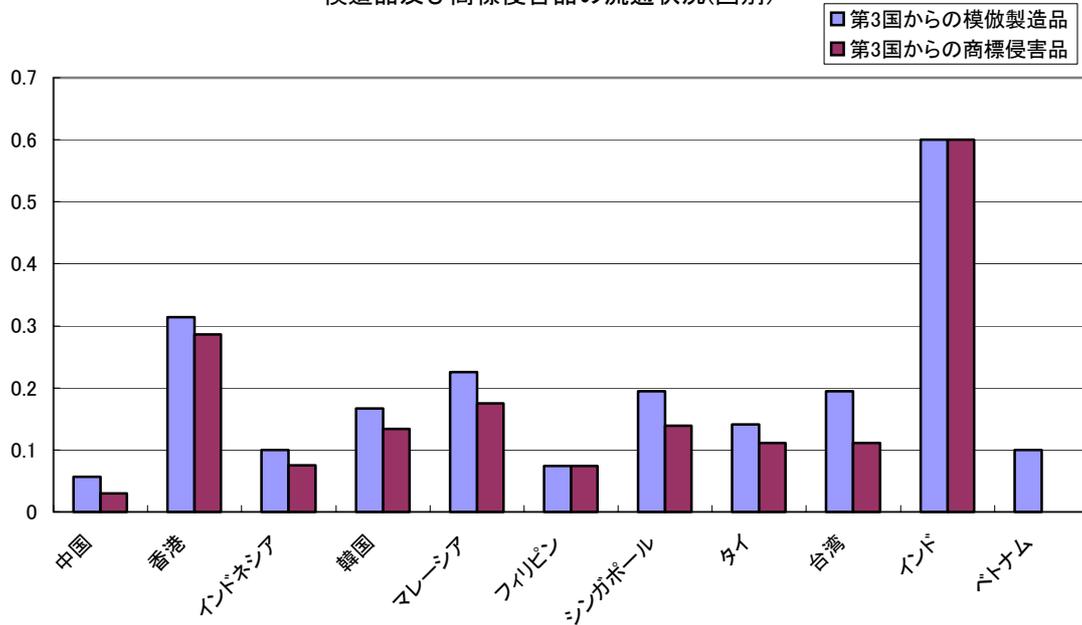


図5-2. アジアにおける日本の現地法人製品に関する  
模倣製造品及び商標侵害品の流通状況(産業別)

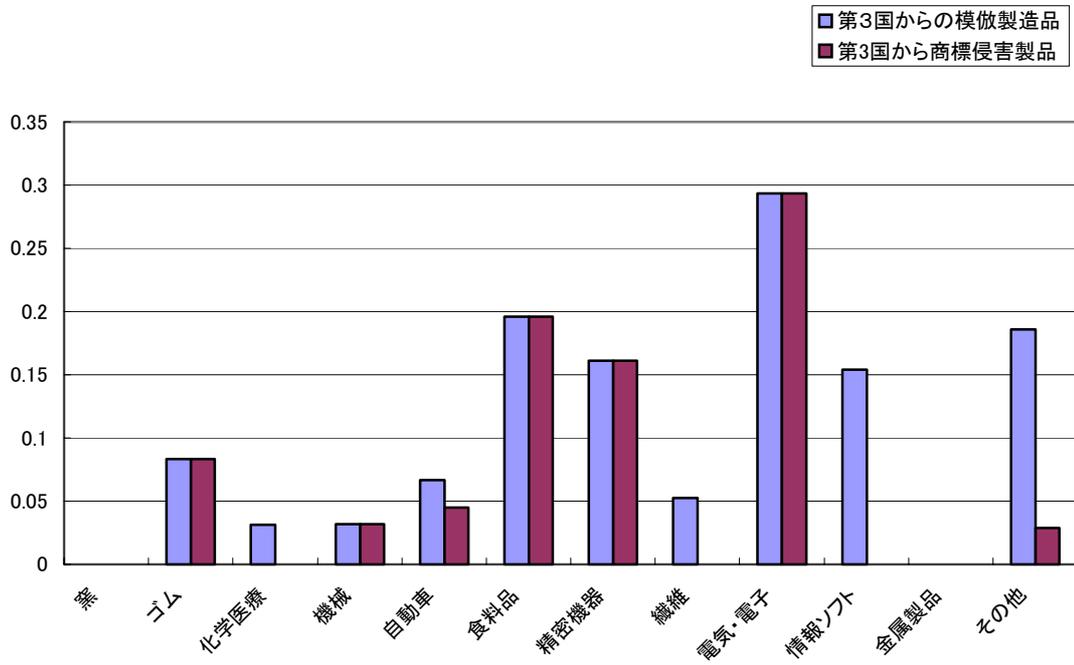


表 1, 日本のアジアにおける直接投資 (単位:100 万ドル)

(報告・届出ベース)	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度
アジア NIES	3,355	2,203	1,920	2,420	2,865	3,179	3,539	3,411	1,765	3,198	2,682	2,135
ASEAN 4	3,243	3,082	3,197	2,398	3,887	4,110	4,948	5,696	3,340	2,876	2,035	2,353
中国	349	579	1,070	1,691	2,565	4,473	2,510	1,987	1,065	751	995	1,440
東アジア	6,946	5,865	6,187	6,510	9,317	11,763	10,997	11,094	6,169	6,825	5,711	5,929
アジア	7,054	5,936	6,425	6,637	9,699	12,264	11,614	12,181	6,528	7,162	5,931	6,178

出所: 『JETRO 2002 年度投資白書』

注: ① 96 年より公表値が円建てのため, 日銀インタナバーバンク・期中平均レートをを用いてドル換算している。

② 「対外及び対内直接投資状況」(財務省)よりジェトロ作成。

(国際収支ベース)

	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度
アジア NIES	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	1,766	3,031	5,235	2,309	869	-658	2,488
ASEAN 4	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	3,345	3,832	4,949	3,577	341	1,692	2,922
中国	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	3,208	2,325	1,860	1,306	363	937	2,161
アジア	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	8,500	9,744	13,114	7,860	1,961	2,173	7,836

出所: 『特別報告 東アジア経済の趨勢と展望』財団法人 国際東アジア研究センター。Download: <http://www.icsead.or.jp>

表 2, アンケート調査より得られた日本のアジアにおける現地法人の分布状況

国別	産業別		設立年数別		投資比率別		投資金額別		
	企業数	企業数	企業数	企業数	企業数	企業数	企業数	企業数	
中国	234	窯・土・ガラス	8	1年	37	100%	226	1000万ドル以上	109
香港	36	ゴム・皮革	25	2年	33	80-100%未満	61	100-1000万ドル	233
インドネシア	42	化学・医療	67	3年	19	50-80%	124	100万ドル以下	179
韓国	30	機械	63	4年	19	50%未満	143		
マレーシア	40	自動車・部品	90	5年	35				
フィリピン	27	食料品	52	6年	42				
シンガポール	36	精密機器	32	7年	58				
タイ	64	繊維	39	8年	47				
台湾	37	電気・電子(家電)	92	9年	37				
ミャンマー	1	企画・開発・研究	1	10年以上	193				
インド	5	情報(ソフト)	15						
ベトナム	10	鉄鋼	2						
その他の国	2	非鉄金属	1						
		金属製品	10						
		その他製造業	67						
合計	564		564		520		554		521

表 3, 符号の定義

項目	意味
Q3-a	模倣製造
Q4-a	商標侵害
Q1-a	現地ターゲット
Q14-f	日本国内での海外進出率が 50%以上
Q2-a	日本から同類品の輸入
Q2-b	第 3 国から同類品の輸入
Q2-c	現地企業の同類品の製造
Q10-a	現地での特許登録
Q11-a	現地での商標登録

表 4, 模倣製造とその発生誘因の相関関係

アジア全体の産業別								
	Q3-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q3-a	1							
Q1-a	0.435	1						
Q14-f	-0.27	-0.15	1					
Q2-a	-0.17	0.704	0.344	1				
Q2-b	0.049	0.68	0.334	0.865	1			
Q2-c	0.145	-0.28	-0.08	-0.28	-0.07	1		
Q10-a	0.533	0.504	-0.54	-0.03	-0.08	-0.31	1	
Q11-a	0.365	0.714	0.277	0.539	0.572	-0.47	0.468	1

中国を除いたアジア全体の産業別								
	Q3-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q3-a	1							
Q1-a	0.443	1						
Q14-f	-0.27	-0.26	1					
Q2-a	-0.11	0.582	0.146	1				
Q2-b	0.138	0.328	0.248	0.754	1			
Q2-c	0.675	0.034	-0.27	0.003	0.387	1		
Q10-a	0.137	0.315	-0.63	-0.25	-0.55	-0.11	1	
Q11-a	0.402	0.627	0.194	0.223	0.124	-0.12	0.289	1

中国のみでの産業別								
	Q3-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q3-a	1							
Q1-a	0.554	1						
Q14-f	-0.18	-0.19	1					
Q2-a	0.121	0.382	0.598	1				
Q2-b	0.216	0.64	-0.11	0.293	1			
Q2-c	-0.18	0.048	-0.2	-0.49	0.467	1		
Q10-a	0.642	0.403	-0.34	0.075	0.233	-0.15	1	
Q11-a	0.532	0.602	0.273	0.809	0.393	-0.43	0.436	1

国別								
	Q3-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q3-a	1							
Q1-a	0.176	1						
Q14-f	-0.08	-0.73	1					
Q2-a	-0.21	0.714	-0.75	1				
Q2-b	-0.86	-0.13	0.267	0.124	1			
Q2-c	0.5	-0.25	0.408	-0.74	-0.52	1		
Q10-a	0.24	0.351	-0.07	-0.07	-0.14	0.266	1	
Q11-a	-0.12	0.202	0.193	0.313	0.224	-0.18	0.317	1

表 5, 商標侵害とその発生誘因の相関関係

アジア全体の産業別								
	Q4-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q4-a	1							
Q1-a	0.439	1						
Q14-f	0.034	-0.15	1					
Q2-a	-0	0.704	0.344	1				
Q2-b	-0.07	0.68	0.334	0.865	1			
Q2-c	-0.38	-0.28	-0.08	-0.28	-0.07	1		
Q10-a	0.58	0.504	-0.54	-0.03	-0.08	-0.31	1	
Q11-a	0.509	0.714	0.277	0.539	0.572	-0.47	0.468	1

中国を除いたアジア全体の産業別								
	Q4-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q4-a	1							
Q1-a	-0.16	1						
Q14-f	-0.09	-0.26	1					
Q2-a	-0.54	0.582	0.146	1				
Q2-b	-0.57	0.328	0.248	0.754	1			
Q2-c	-0.13	0.034	-0.27	0.003	0.387	1		
Q10-a	0.636	0.315	-0.63	-0.25	-0.55	-0.11	1	
Q11-a	0.26	0.627	0.194	0.223	0.124	-0.12	0.289	1

中国のみでの産業別								
	Q4-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q4-a	1							
Q1-a	0.599	1						
Q14-f	0.14	-0.19	1					
Q2-a	0.266	0.382	0.598	1				
Q2-b	0.076	0.64	-0.11	0.293	1			
Q2-c	-0.29	0.048	-0.2	-0.49	0.467	1		
Q10-a	0.362	0.403	-0.34	0.075	0.233	-0.15	1	
Q11-a	0.495	0.602	0.273	0.809	0.393	-0.43	0.436	1

国別								
	Q4-a	Q1-a	Q14-f	Q2-a	Q2-b	Q2-c	Q10-a	Q11-a
Q4-a	1							
Q1-a	-0.18	1						
Q14-f	0.597	-0.73	1					
Q2-a	-0.6	0.714	-0.75	1				
Q2-b	-0.39	-0.13	0.267	0.124	1			
Q2-c	0.65	-0.25	0.408	-0.74	-0.52	1		
Q10-a	0.193	0.351	-0.07	-0.07	-0.14	0.266	1	
Q11-a	0.163	0.202	0.193	0.313	0.224	-0.18	0.317	1

表 6, 特許登録制度が模倣製造及び商標侵害に対する抑制効果分析

説明変数	アジア全体の産業別			中国を除いたアジア全体の産業別			中国のみでの産業別			国別		
	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value
cons.	0.19	3.44***		0.29	2.66**		0.12	1.64		0.2	1.9*	
q10-a	0.36	1.99*		0.13	0.42		0.68	2.65**		0.25	0.7	

説明変数	アジア全体の産業別			中国を除いたアジア全体の産業別			中国のみでの産業別			国別		
	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value
cons	0.11	0.79		0.05	0.23		-0.2	-0.81		0.38	1.28	
q11-a	0.24	1.24		0.36	1.32		0.67	1.99*		-0.14	-0.3	

注: \*\*\*, 有意水準 1%; \*\*, 有意水準 5%; \*, 有意水準 10%.

表 7, 商標登録制度が模倣製造及び商標侵害に対する抑制効果分析

説明変数	アジア全体の産業別			中国を除いたアジア全体の産業別			中国のみでの産業別			国別		
	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value
cons.	0.08	1.41		0.1	1.6		0.1	1.18		0.18	1.53	
q10-a	0.44	2.25**		0.45	2.48**		0.38	1.23		0.22	0.56	

説明変数	アジア全体の産業別			中国を除いたアジア全体の産業別			中国のみでの産業別			国別		
	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value	Estimate	t-value	t-value
cons	-0.1	-0.5		0.09	0.55		-0.2	-0.99		0.62	2.92	
q11-a	0.37	1.87*		0.17	0.81		0.62	1.8*		-0.54	-1.9*	

注: \*\*\*, 有意水準 1%; \*\*, 有意水準 5%; \*, 有意水準 10%.